

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(公害等調整委員会1-①)

施策名	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理				
施策の概要	公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行い、公害に係る紛争の迅速・適正な解決を図る。				
達成すべき目標	公正かつ中立な立場から公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図る。				
施策の予算額・執行額等 ※ 公害等調整委員会 全体の予算額等を 記載(施策1-②及び 2と共通)	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	当初予算(a)	540,221	526,078	486,938	580,572
	補正予算(b)	△ 296	△ 46,799	△ 12,276	-
	繰越し等(c)	0	0	0	-
	合計(a+b+c)	539,925	479,279	474,662	-
執行額(千円)	509,077	443,833	-	-	-
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	(特になし)				

測定指標	公害等調整委員会における 公害紛争事件の相談(※事 案ベース)、受付、係属及び 終結の状況	基準値	実績値			目標	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	目標達成
		303件(相談) 27件(受付) 57件(係属) 19件(終結)	337件(相談) 29件(受付) 67件(係属) 22件(終結)	362件(相談) 29件(受付) 74件(係属) 33件(終結)	414件(相談) 37件(受付) 78件(係属) 27件(終結)	受け付け次第、適 正に手続を実施	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	
	事件調査の実施状況  ※「事件調査」とは「委託調査」並びに委員 長、委員及び事務局による「現地調査」を指 す。 ※平成23年度事後評価書では、活動実績 のうち「現地調査」を委員長及び委員が行っ たものに限定したが、24年度以降は、基準 値との比較の観点から、事務局が行った「現 地調査」を含む値に変更。( )内に「委託調 査」並びに委員長及び委員による「現地調 査」の合計値を参考記載。)	基準値	実績値			目標	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	目標達成
		35回	33回 (17回)	22回 (11回)	12回 (11回)	必要な事件調査を 積極的・効率的に 実施	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	
	21年度以降に受け付けた裁 定事件(大型事件又は特殊 な事件を除く)の平均処理期 間	基準値	実績値			目標	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	相当 程度 進展 あり
		約12か月	約16か月	約18か月	約20か月	21年度以降に受け 付けた裁定事件 (大型事件又は特 殊な事件を除く)の 平均処理期間が、 専門的な調査を要 しないものについ ては1年6か月、専 門的な調査を要す るものについては2 年内となるよう事 件を処理	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	
現地期日の開催状況	基準値	実績値			目標	達成	
	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	目標達成	
	20回	7回	9回	6回	必要性が乏しい場 合を除き、可能な 限り開催		
	年度ごとの目標	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 個別の公害紛争のそれぞれの特性を踏まえた上で、事件調査の実施や現地期日の開催に適切に取り組みつつ審理を進めており、紛争の迅速かつ適正な処理が行われている。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公害等調整委員会における公害紛争事件の相談(※事案ベース)、受付、係属及び終結の状況」について、「受け付け次第、適正に手続を実施」との目標に対し、近年は、公害の態様の多様化や、因果関係の解明が困難な事件の増加、都市型・生活型の公害に係る紛争の増加といった傾向が見られることから、引き続き、紛争の特性を踏まえた審理の進行に取り組む必要があるほか、「公害」かどうかの見極めが困難な事件への対応を検討する必要がある。</li> <li>・「事件調査の実施状況」について、「必要な事件調査を積極的・効率的に実施」との目標に対し、測定指標に表れない、事務局自ら情報収集の一環として実施する調査の頻度が高まっており、被害実態や当事者の意向の迅速な把握に寄与している。</li> <li>・「21年度以降に受け付けた裁定事件(大型事件又は特殊な事件を除く)の平均処理期間」について、全体及び専門的調査を要するものの平均処理期間は徐々に長くなっており、その要因としては、申請人と被申請人の信頼関係の修復の模索に時間を要したこと、特定の季節における調査の必要性から時間を要したこと、予算制約による調査の延期等が挙げられる。他方、専門的調査を要しないものは約1年1か月と、目標を達成している。</li> <li>・「現地期日の開催状況」については、「必要性が乏しい場合を除き、可能な限り開催」との目標に対し、基準となった平成22年度には、東京近郊の都道府県での現地期日開催実績があるなど、必要性の乏しいものがあったが、23年度以降は、遠隔地(東京から概ね100km以上)で当事者が多数に上る事件など、事件の性質に応じ、開催が必要だと認められる現地期日を全て開催した。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理</p> <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公害等調整委員会における公害紛争事件の相談(※事案ベース)、受付、係属及び終結の状況」及び「現地期日の開催状況」については、引き続き測定指標とすることが適当。</li> <li>・「事件調査の実施状況」については、近年の機動的な調査実施の重要性に鑑み、全ての事件調査実施件数を測定指標とすることが適当。</li> <li>・「裁定事件(大型事件又は特殊な事件を除く)の平均処理期間」の目標について、専門的調査を要するものについては引き続き2年内となるよう努めるとともに、専門的調査を要しないものについては実績を踏まえて1年3か月内とすることが適当。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	平成26年3月に、平成25年度公害等調整委員会政策評価懇談会を開催し、平成23年度～25年度の政策の取組について有識者に説明を行い、概ね次のような意見を聴取した。 ・係属事件数の増加に伴い、迅速かつ計画的な事件処理にいつそう留意する必要がある。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公害等調整委員会年次報告(平成22年度、23年度、24年度、25年度) 各種会議における諸資料、各事件の処理経過等に関する諸資料
---------------------------	---

担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 河合 暁	政策評価実施時期	平成26年7月
-------	----------------	--------------------	--------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(公害等調整委員会1-②)

施策名	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等					
施策の概要	公害紛争処理制度全体の円滑な運営のため、都道府県に設置された公害審査会等との連携を図るほか、地方公共団体の責務である公害苦情の処理について指導等を行う。					
達成すべき目標	国民の安全・安心に資するため、公害紛争処理制度の利用の促進等を図る。					
施策の予算額・執行額等 ※ 公害等調整委員会 全体の予算額等を 記載(施策1-①及び 2と共通)	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	540,221	526,078	486,938	580,572
		補正予算(b)	△ 296	△ 46,799	△ 12,276	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	539,925	479,279	474,662	
執行額(千円)	509,077	443,833				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	(特になし)					

測定指標	公害等調整委員会における 公害紛争事件の相談(※事案 ベース)、受付、係属及び終 結の状況(施策1-①再掲)	基準値	実績値			目標	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	目標達成
		303件(相談) 27件(受付) 57件(係属) 19件(終結)	337件(相談) 29件(受付) 67件(係属) 22件(終結)	362件(相談) 29件(受付) 74件(係属) 33件(終結)	414件(相談) 37件(受付) 78件(係属) 27件(終結)	利用促進に必要な 広報・周知を 実施	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	
		22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
	29件(受付) 68件(係属) 35件(終結)	36件(受付) 69件(係属) 34件(終結)	34件(受付) 69件(係属) 37件(終結)	39件(受付) 71件(係属) 30件(終結)	利用促進に必要な 広報・周知を 実施		
	年度ごとの目標	-	-	-	-		
	都道府県公害審査会等にお ける公害紛争事件の受付、係 属及び終結の状況	基準値	実績値			目標	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	目標達成
		29件(受付) 68件(係属) 35件(終結)	36件(受付) 69件(係属) 34件(終結)	34件(受付) 69件(係属) 37件(終結)	39件(受付) 71件(係属) 30件(終結)	利用促進に必要な 広報・周知を 実施	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	
		22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
7件	8件	5件	7件	公害審査会等と の連携を図る			
年度ごとの目標	-	-	-	-			
都道府県公害審査会等を経 て公害等調整委員会に係属 した事件の状況	基準値	実績値			目標	達成	
	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	目標達成	
	7件	8件	5件	7件	公害審査会等と の連携を図る		
	年度ごとの目標	-	-	-	-		
	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度		
7件	8件	5件	7件	公害審査会等と の連携を図る			
年度ごとの目標	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
	施策の分析	(判断根拠)	公害紛争処理制度の周知活動や地方公共団体との連携強化のための取組を通じて、被害者等の適切な紛争解決手段の選択に資するよう努めていると認められる。
	次期目標等への 反映の方向性	【施策】 国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等 【測定指標】 ・引き続き「公害等調整委員会における公害紛争事件の相談(※事案ベース)、受付、係属及び終結の状況」及び「都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況」について、「利用促進に必要な広報・周知を実施」との目標に対し、公害紛争処理制度の利用が増加傾向にあることから、広報の成果が一定程度認められる。 ・「都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件の状況」について、「公害審査会等との連携を図る」との目標に対し、①公害審査会等で係属中の事件で公調委の原因裁定の活用を図った例と、②公害審査会等における調停打ち切後に公調委の責任裁定を申請する例の双方が見られるなど、国・地方を通じた公害紛争処理制度利用が図られた。	

学識経験を有する者の知 見の活用	平成26年3月に、平成25年度公害等調整委員会政策評価懇談会を開催し、平成23年度～25年度の政策の取組について有識者に説明を行い、概ね次のような意見を聴取した。 ・広報の結果、公調委の認知度の向上や係属事件数の増加という成果が挙げられた一方、事件処理の停滞を招く懸念があることから、公調委設置の意義を考えると社会的な影響力の強い案件へのアプローチの方法を検討すべき。 ・都道府県審査会等との連携について、個別の事件でもよりよい方法があるか検討すべき。
---------------------	--

政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	公害等調整委員会年次報告(平成22年度、23年度、24年度、25年度) 各種会議における諸資料、各事件の処理経過等に関する諸資料
-----------------------------------	---

担当部局名	公害等調整委員会 事務局総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 河合 暁	政策評価実施時期	平成26年7月
-------	--------------------	--------------------	--------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(公害等調整委員会-2)

施策名	・鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整 ・土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保				
施策の概要	鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行うとともに、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見の申出等を行う。				
達成すべき目標	・鉱区禁止地域指定請求事件を適正に処理する。 ・鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件を適正に処理する。 ・土地収用法に基づく意見の申出等を適正に行う。				
施策の予算額・執行額等 ※ 公害等調整委員会 全体の予算額等を 記載(施策1-①及び 1-②と共通)	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	当初予算(a)	540,221	526,078	486,938	580,572
	補正予算(b)	△ 296	△ 46,799	△ 12,276	-
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a+b+c)	539,925	479,279	474,662	
執行額(千円)	509,077	443,833			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	(特になし)				

	基準値	実績値			目標	達成
	20~22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況	2件(受付) 2件(係属) 2件(終結)	0件(受付) 0件(係属) 0件(終結)	0件(受付) 0件(係属) 0件(終結)	0件(受付) 0件(係属) 0件(終結)	受け付け次第、適正に手続を実施	-
年度ごとの目標		-	-	-		
	基準値	実績値			目標	達成
	20~22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況	5件(受付) 5件(係属) 2件(終結)	0件(受付) 3件(係属) 2件(終結)	3件(受付) 4件(係属) 3件(終結)	0件(受付) 1件(係属) 1件(終結)	受け付け次第、適正に手続を実施	目標達成
年度ごとの目標		-	-	-		
	基準値	実績値			目標	達成
	20~22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	
土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況	43件(受付) 54件(係属) 48件(終結)	14件(受付) 22件(係属) 16件(終結)	15件(受付) 21件(係属) 7件(終結)	13件(受付) 27件(係属) 15件(終結)	受け付け次第、適正に手続を実施	目標達成
年度ごとの目標		-	-	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 係属した各事件について、公正中立かつ専門的な第三者機関として、適切に手続を実施しており、引き続き、これまでの取組を推進していく必要がある。
施策の分析	・「鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況」については、各大臣又は各都道府県知事からの申請により手続を開始するもので、平成23年度~25年度は申請がみられなかった。 ・「鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況」については、処分庁の実施した処分に不服のある者からの申立てにより手続を開始するもので、平成23年度~25年度に係属した事件は適正な処理が行われ、全て終結した。 ・「土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況」については、国土交通大臣等からの照会により手続を開始するもので、適切な事案の処理が実施されている。
評価結果	【施策】 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整 【測定指標】 ・「鉱区禁止地域指定請求事件については、平成23年度~25年度には申請がなかったことから、「受付、係属及び終結の状況」を測定指標とせず、係属した場合の平均処理期間を測定指標とし、目標は「受け付け次第、適正に手続を実施」とすることが適当。 ・「鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件については、引き続き「受付、係属及び終結の状況」を測定指標とし、目標を「受け付け次第、適正に手続を実施」とすることが適当。 【施策】 土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保 【測定指標】 土地収用法に基づく意見の申出事案等については、引き続き「受付、係属及び終結の状況」を測定指標とし、目標を「受け付け次第、適正に手続を実施」とすることが適当。
次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	平成26年3月に、平成25年度公害等調整委員会政策評価懇談会を開催し、平成23年度~25年度の政策の取組について有識者に説明を行い、概ね次のような意見を聴取した。 ・地方分権の推進により、政令市も不服裁定の対象となる処分を行う処分庁となる手続があるので、適切な教示等が実施されるよう注視すべき。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公害等調整委員会年次報告(平成22年度、23年度、24年度、25年度) 鉱区禁止地域の指定請求事件に関する諸資料、不服の裁定事件についての処理経過等に関する諸資料、意見の申出事案に関する諸資料
---------------------------	---

担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 河合 暁	政策評価実施時期	平成26年7月
-------	----------------	--------------------	--------------	----------	---------